

時代区分V (1)-①尖閣諸島における警告板設置に関する資料

警告板設置時の回想録

No.68 尖閣列島波高し(不法入域者に対する警告板の設置)

報H29/P24 1980年(昭和55年)11月

資料概要

尖閣諸島における不法入域者への実効的な対策として、USCAR(米国民政府)は、1968年(昭和43年)9月3日付の琉球政府行政主席あて書簡で、同諸島に立入る為には入域許可が必要なることを知らせる警告板の各島への掲示を提案し行政主席も賛同の回答を返書した。

その後、警告板の設置は、1970年(昭和45年)7月、出入管理庁監督のもと実施された。この資料は、設置業務に従事した琉球政府建設局八重山建設事務所職員の回想録である。

警告板の設置場所、現場作業にあたっての修正点や碇泊場所など、具体的な状況がうかがえる。

内容見本

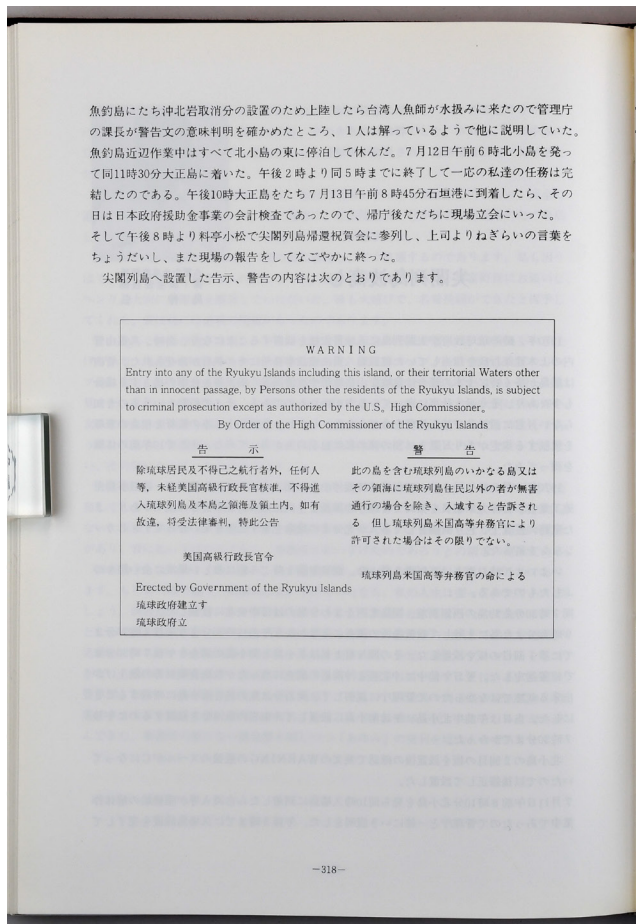
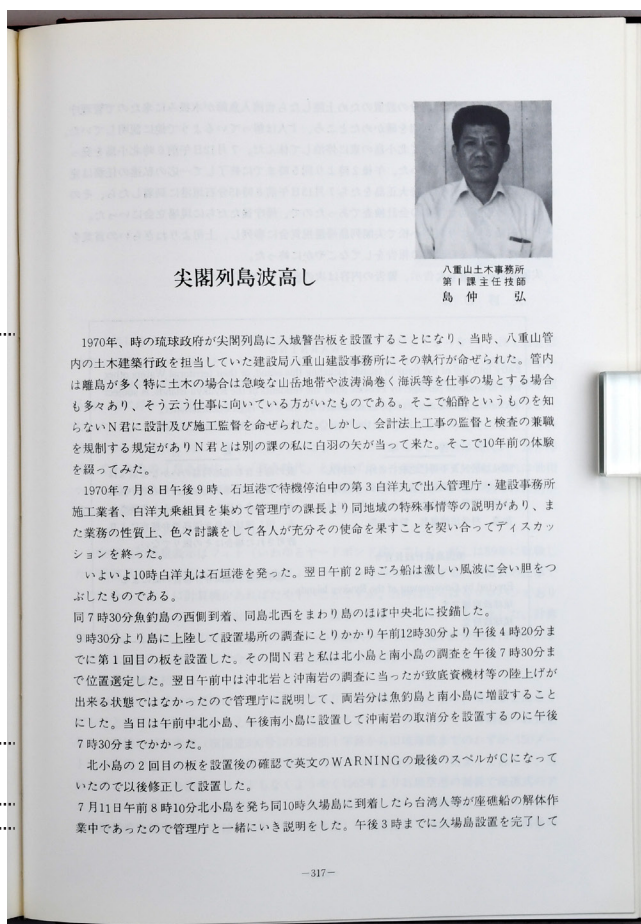
(略)

1970年7月8日午後9時、石垣港で待機停泊中の第3白洋丸で出入管理庁・建設事務所施工業者、白洋丸乗組員を集めて管理庁の課長より同地域の特殊事情等の説明があり、(略)翌日(略)同(午前)7時30分魚釣島の西側到着、同島北西をまわり島のほぼ中央北に投錨した。

9時30分より島に上陸して設置場所の調査にとりかかり午前12時30分より午後4時20分までに第1回目の板を設置した。その間N君と私は北小島と南小島の調査を午後7時30分まで位置選定した。翌日午前中は沖北岩(ママ)と沖南岩(ママ)の調査に当たったが到底資機材等の陸上げが出来ない状態ではなかったので管理庁に説明して、両岩分は魚釣島と南小島に増設することにした。当日は午前中北小島、午後南小島に設置して沖南岩の取消分を設置するのに午後7時30分までかかった。

(略)

7月11日午前8時10分北小島を発ち同10時久場島に到着したら台湾人等が座礁船の解体作業中であったので管理庁と一緒にいき説明をした。午後3時までに久場島設置を完了して魚釣島にたち沖北岩取消分の設置のため上陸したら台湾人魚師が水汲(ママ)みに来たので管理庁の課長が警告文の意味判明を確かめたところ、1人は解っているように他に説明していた。(略)



WARNING

Entry into any of the Ryukyu Islands including this island, or their territorial Waters other than in innocent passage, by Persons other the residents of the Ryukyu Islands, is subje^t to criminal prosecution except as authorized by the U.S. High Comissioner.

By Order of the High Comissioner of the Ryukyu Islands

告 示

除琉球居民及不得已之航行者外, 任何人等, 未經美国高級行政長官核准, 不得進入琉球列島及本島之領海及領土内。如有故違, 將受法律審判, 特此公告

美国高級行政長官令

Erected by Government of the Ryukyu Islands
琉球政府建立す
琉球政府立

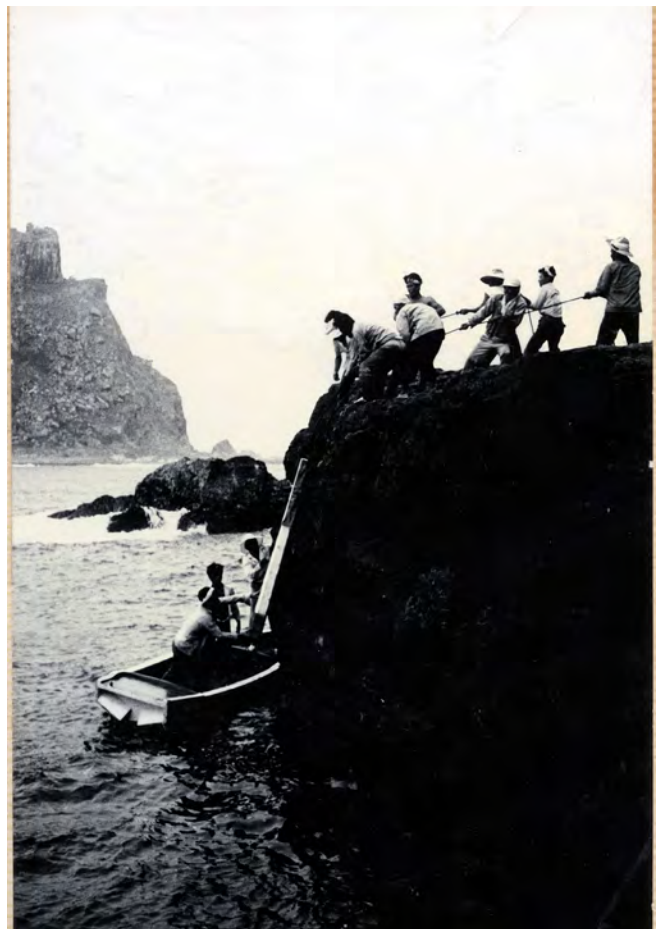
警 告

此の島を含む琉球列島のいかなる島又はその領海に琉球列島住民以外の者が無害通行の場合を除き、入域すると告訴される 但し琉球列島米国高等弁務官により許可された場合はその限りでない。

琉球列島米国高等弁務官の命による



設置された警告板と設置に従事した人々(前列左端の人物が島仲氏)
所蔵: 沖縄県公文書館



警告板を海上の小舟から北小島に引き揚げているところ
所蔵: 沖縄県公文書館

作成年月日	1980年(昭和55年)11月
編著者	島仲弘(八重山土木事務所第1課主任技師)
発行者	沖縄県土木建築部八重山土木事務所
収録誌	八重山土木事務所 あゆみ
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県立図書館
利用方法	沖縄県立図書館で閲覧を行う

7月7日(火) ぐれり
内勤、大浜路側 護岸後旧工中種算や、おじ

7月8日(水) ぐれり
内勤、午後10時出発の中三白洋丸で六太
(翌午前2時頃激しい風波にあつた)

7月9日(木) ぐれり
午前7時30分 奥釣島 西側に到着、全島北西
と東部、北島北部に投錨。午前9時30分 設置
場所調査。午後7時30分まで南北小島付近巡視
(午後3時~午後4時20分警。板設置)

7月10日(金) ぐれり
午前北小島、午後南小島、午後5時~7時30分
まで沖南岩の取消分を追加して設置。

7月11日(土) はれ
午前8時10分北小島 日没まで10時 赤尾崎到着。
12時より午後2時まで警。板設置。午後3時奥釣
島に日没、午後4時30分到着。午後5時より午後7時
まで沖北岩取消分を追加して設置する。
午後8時北小島北部に停泊

7月12日(日) はれ
午前6時北小島 日没まで11時30分赤尾崎着
午後2時~午後4時で警。板設置。
午後10時石垣向け帰つ。

7月13日(月) はれ
午前8時45分石垣港着。10時日政会計
検査(大高農草) 之会。午後5時赤。午後6時
事務所にいる小。夜津君らとの会。9時料理
小松で尖閣列島帰還祝参加。242

※参考:島仲弘氏日記より1970,07/08-07/13

島仲氏の日記にも警告板設置のことが記されている。

島仲氏のご家族から提供いただいた。

回想記と併せて参照されたい。